

【ラリグラス・ジャパン定款】

2004年7月1日全面改訂

【ラリグラス・ジャパン定款】

第1章 総則

(名称)

第1条 本会はラリグラス・ジャパンと称する。英文では、LALIGURANS JAPAN と表示する。略称をLJとする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都におく。郵便あて先は、東京都港区白金3 - 10 - 21とする。

(目的)

第3条 本会はネパールにおいて、学校教育、医療サービスの恩恵を受けられない、又は職業訓練、リハビリテーション等の機会を受けられない子どもと女性に対しての助成に関する非営利事業を行う。

(事業の種類)

第4条 本会は、本会の目的を達成するため、次に掲げる非営利活動を行う。

- (1) ネパールにおける学校教育、識字教育、職業訓練等の支援活動。
 - (2) ネパールにおける人身売買、強制売買等の人権問題に対する支援及び提言活動。
 - (3) ネパールにおけるHIV/AIDS感染者のための支援活動。
 - (4) ネパールにおける障害を持つ子ども及び女性の支援活動。
 - (5) ネパールの子どもの問題等に関する情報提供事業。
 - (6) マイティ・ネパールの日本支部としての活動。日本支部としての活動は、ラリグラス・マイティ・ジャパンと称する。
 - (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業。
2. 本会は、次の各号に掲げる収益事業を行うことができる。その事業収益は、この会が行う非営利活動に充てる。
- (1) イベントの実施事業
 - (2) セミナー・講演会等への講師派遣事業
 - (3) フェアトレード事業
 - (4) その他、本会の目的を達成するための事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会し、賛助会員期間が一年以上経過した個人及び団体で、積極的に本会の運営に責任を有する者。総会における議決権を有する。ただし個人・一団体の議決権は一票とする。正会員は、一般正会員と里親正会員の2種がある。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体。総会における議決権を有さない。賛助会員には、一般賛助会員、里親賛助会員、学生会員の3種がある。
- (3) 会員に関する規則は別途定める。

(入会及び会費)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、会費を納入することにより会員となることができる。

2. 代表理事は、本会の会員になろうとする者が、第3条に定める目的に賛同するときは、入会を認めない正当な理由がない限り入会を承諾し、その者に対して、その旨を通知しなければならない。
3. 前項において、入会を認めないときは、代表理事はすみやかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
4. 会費については、総会の決定により、別に定める。

(退会)

第7条 会員は、本人の申し出により、任意に退会することができる。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 会費を2年以上滞納したとき。
 - (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 本会が解散(合併による解散を除く)又は破産したとき。

(除名)

第8条 代表理事は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。ただし、緊急の必要があるときは、総会の議決に代えて、理事会の議決によることができる。

- (1) 法令、本会の定款また規則に違反したとき。
 - (2) この会の名誉を毀損し、又は第3条に定める目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により、理事会の議決により会員を除名したときは、次の総会において承認を得なければならない。
 3. 前2項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、前2項の議決を行う総会又は理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第9条 この会は、会員がすでに納入した会費及びその他の拠出金品を返還しない。

第3章 役員及びアドバイザー

(役員の種類及び定数)

第10条 本会は、役員として、次の各号に掲げる理事及び監事をおく。

- (1) 理事 7名以上12名以下
 - (2) 監事 1名以上3名以下
2. 理事のうち、1名を代表理事とする。必要に応じ、1名の共同代表をおくことができる。
 3. 理事会の議決により、副代表理事を1名おくことができる。

(選任等)

第11条 役員は、それぞれ正会員のうちから理事会で選任し、総会の議決により決定する。

2. 代表理事、共同代表理事および副代表理事は、理事の互選とする。
3. 監事は、理事を兼ねることができない。
4. 役員が第10条第1項各号及び第2項に掲げる最少人数を下回るときは、理事会の議決によりこれを補充することができる。ただし、この場合、正会員に報告し、正会員の過半数の承認を得なければならない。

(代表理事等)

第12条 代表理事及び共同代表理事(以下、「代表理事等」という)は、本会を代表し、その業務を統轄する。

2. 副代表理事は、代表理事等を補佐し、代表理事等に事故があるとき、又は代表理事等が欠けたときは、その職務を代行する。ただし、副代表理事がおかれていないとき又はこれを欠くときは、あらかじめ理事会において招集の権限を与えられた理事が理事会を招集し、理事の互選により代表理事代行を定める。
3. 理事は、この定款、総会及び理事会の議決に基づいて本会の業務を執行する。
4. 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、業務又は財産の管理に関し不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため、必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、提案をすること。

(任期等)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
3. 代表理事代行の任期は、次の代表理事が選任されたときまでとする。
4. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第10条第1項に定める最少の役員定数を欠く場合には、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(退任)

第14条 役員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退任したものとする。

- (1) 任期が満了し、再任されなかったとき。
- (2) 辞任の意思を書面で申し出、理事会がそれを受理したとき。
- (3) 正会員でなくなったとき。
- (4) 破産者となったとき。
- (5) 公民権の剥奪又は停止を受けたとき。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決数により、当該役員を解任することができる。ただし、この場合、正会員に報告し、正会員の過半数の承認を得なければならない。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(アドバイザー)

第16条 本会には、若干名のアドバイザーをおくことができる。アドバイザーの任期は、特にこれを定めない。本人の申し出若しくは理事会の決定により任務を解かれる。

2. アドバイザーは理事会の要請により、理事会及び総会に出席し意見を述べることができる。

(アドバイザーの役割)

第17条 アドバイザーは、その専門的知識、技能、社会経験を生かして、本会が目的をよりよく達成できるように役員に対して随時助言をおこなう。

(アドバイザーの委嘱)

第18条 アドバイザーは、理事会が推薦し、本人の承諾を得て委嘱し、総会に報告する。

第4章 会議

(会議の種別)

第19条 本会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2. 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 解散した場合(合併又は破産による解散を除く)の残余財産の帰属

- (4) 合併
- (5) 支部の設立及び廃止
- (6) 会員の除名
- (7) 事業計画及び収支予算
- (8) 事業報告及び決算
- (9) 中期又は長期の事業計画
- (10) 役員の選任及び解任
- (11) 会費の額及び会員の種類等
- (12) その他運営に関する重要な事項

2. 前各号に掲げるもののほか、理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。本会の事業年度は別に定める。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、代表理事に招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から総会に付議すべき事項を示して代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 第12条第4項第4号の規定により、監事が招集したとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、代表理事が招集する。

2. 前条第2項第1号ないし第3号の規定による請求があったときは、代表理事は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、代表理事がこの請求の日から30日以内に総会を招集しないときは、請求したものの代表者は、総会を招集することができる。

3. 総会を招集するときは、日時、場所、会議の目的及び付議する事項を示し、開会日の2週間前までに招集通知を発信しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、出席した正会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

2. 総会において、23条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があったときは、この限りではない。

3. 付議する事項につき特別な利害関係を有する正会員は、その事項について議決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数、出席者数及び出席者氏名(書面議決者又は議決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名押印し、これを保存しなければならない。

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業年度終了後の総会が開催されるまでの期間の暫定事業計画及び収支予算の決定
- (4) 前各号に掲げるもののほか、総会の議決を要しないこの会の業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、原則として月1回開催するほか、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき
- (2) 理事のうち2名以上から理事会に付議すべき事項を示して代表理事に招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び付議する事項を示し、少なくとも開催日の1週間前までに招集通知を発信しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、代表が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事又は共同代表理事若しくは副代表理事等が指名した者がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第33条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(理事会の議決)

第34条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長が決する。

2. 理事会においては、第28条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
3. 付議する事項につき特別な利害関係を有する理事は、その事項について議決権を行使することができない。
4. 代表理事は、他の理事の反対がなければ、簡易な事項又は緊急を要する事項について、理事が書面又はファックス、E-mailにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名押印し、これを保存しなければならない。

(書面議決等)

第36条 総会又は理事会に出席しない会議構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は会議構成員である代理人をもって議決権を行使することができる。

2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3. 第1項の規定により議決権を行使する会議構成員は、第25条、第26条、第27条第1項、第33条、第34条及び第35条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生じる収入

(6) その他の収入

2. 会費、寄付金品等の返還はしない。

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第39条 本会の事業計画及び収支予算は、毎年度ごとに理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

2. 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の決定により行うことができる。ただし、この場合、正会員に報告し、正会員の過半数の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告、収支計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事会が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上で、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第41条 本会が、定款を変更しようとするときは、正会員総数の2分の1が出席した総会において、出席した正会員の過半数の議決を経なければならない。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第42条 本会は次の各号に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

2. 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において、出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(合併)

第43条 本会は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第44条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会の議決を経て選定された団体に譲渡するものとする。

第7章 雑則

(事務局)

第45条 本会は、事務を処理するため理事をもって事務局とする。

2. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、本会のホームページに掲示する。

(実施規則)

第47条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の決定により定める。

附則

1. この定款は、1992年12月1日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員の任期は1994年12月末までとする。
3. 本会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、1993年12月末までとする。

1995年3月31日改正(第26条)

1. 事業年度を1月1日からその年の12月31日までを、4月1日から翌年の3月31日までに変更。
2. 事業年度の変更に伴い、現在の役員の任期を1997年3月31日までとする。

1998年1月1日改正(第1条)

1. 1997年8月1日より、マイティ・ネパールの日本支部活動を開始、1998年1月1日に日本支部として正式に認められたことにより、本会の名称を「ラリグラス・マイティ・ジャパン」と改称する。

2000年6月24日改正

1. 特定非営利活動促進法の施行に伴い、特定非営利活動促進法人の申請のために定款を全面的に改正。
2. 特定非営利活動促進法における定款は、現状の定款を一部改正し、法人設立の日から施行するものとする。

2001年7月14日改正(第1条)

1. ネパール・マトリ・グリハなど、ネパールでの支援先拡充のため、2001年7月14日より、本会の名称を「ラリグラス・ジャパン」と改称する。
2. ラリグラス・マイティ・ジャパンの名称は、マイティ・ネパール関連の事業等においては引き続き使用するものとする。

2004年7月1日 全面改正

1. 円滑な会の運営のため、会員の定義を明確化する。
2. 会員は正会員と賛助会員の二種類とする。
3. アドバイザーを設ける。

2005年6月26日改訂(第1章2条)(事務所)

東京都杉並区井草2-18-11 から 東京都港区白金3-10-21 に修正

2007年6月24日改訂(第3章10条)(2) 監事

1名以上2名以下 から 1名以上3名以下 に修正

【会員に関する規則】

第1条 定款第2章第5条第2号及び第6条第2項に基づき会員に関する規則を定める。

第2条 会員の種類及び金額は下記の通りとする。

(1) 正会員

一般正会員 年会費 1口 20,000円

里親正会員 年会費 1口 36,000円

(2) 賛助会員

一般賛助会員 年会費 1口 12,000円

里親賛助会員 年会費 1口 18,000円

学生会員 年会費 1口 6,000円

(3) 賛助会員が会費有効期限内に正会員へ移行する場合、不足分を払い込むかたちで行う。尚、この場合、会費の有効期限は賛助会員となった日から1年間とする。

第3条 会費は、本会の指定した銀行口座又は郵便振替口座に振り込むかたちで行う。

第4条 会員の資格は、定款第2章第6条第3項の規定の適用がない場合、会費の納入及び入会申込書が確認されたときから発生する。

2. 入会申込書の様式は、別に理事会で定める。

第5条 会費の有効期限は納入した月から1年間とする。

第6条 会員の継続に関しては、会費の有効期限の切れる月までに翌年分を納入するものとする。

第7条 会員の対象及び権利は、次のとおりとする。

(1) 正会員は本会の趣旨に賛同し、資金及び運営面から積極的に参加する意志のある者とする。総会に出席する権利及び議決権を持つものとする。

(2) 賛助会員は本会の趣旨に賛同する者とする。総会にオブザーバーとして出席することができる。

(3) 本会における学生とは、30歳未満の高校生、大学生、大学院生、専修学校生、専門学校生又は18才未満の者とし、本会からその証明を求められたときは速やかに提出するものとする。

(4) すべての会員は、総会の報告を書面（Eメールを含む）にて受けることができる。

(5) すべての会員は、本会ホームページの会員限定コーナーの閲覧をすることができる。

(6) 会費の有効期限が切れた者は会員の権利を行使することができない。

附則

1. この規則は2000年6月24日から施行する。

2003年7月1日改正（第2条）

1. 里親会員の会費を、18,000円、36,000円、60,000円の3種から18,000円、36,000円の2種とする。

2004年7月1日全面改正

【報酬に関する規則】

（理事及び監事の報酬）

第1条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事会において認めるときはその限りではない。

（経費）

第2条 セミナー、イベント、理事会等における経費は、下記の基準にしたがい、支払う。ただし、理事会において認めるときはその限りではない。また、本人から経費の受領の辞退があったときは、寄付金として処理する。

- （1） セミナー、イベント等の運営に関わる事前準備及び当日の交通費は1,500円を上限として支給する。ただし、交通費の支給は、開始時間または終了時間を含め5時間以上参加した者のみ受けることができる。各回の参加人数には、定員を定める。
- （2） セミナー、イベント等に必要な物品の購入にかかる経費は支給する。
- （3） 本会の運営上必要であると理事会が判断した出張は、交通費・宿泊費の実費を支給する。

（セミナー・講演会における報酬と経費）

第3条 本会の業務に関わるテーマについて、本会としてセミナー・講演会の要請を受けたものについて受けた報酬は、以下のように処理する。

- （1） 交通費・宿泊費は、第2条（3）に基づいて支給する。
- （2） セミナー・講演会主催者からセミナー・講演実施者が受けた報酬は、2万円までは全額、また、2万円を超える部分については、超えた部分の2割をセミナー・講演実施者本人に支給し、残額については、セミナー・講演会主催者からの寄付として処理する。
- （3） その他の名目で受領した金銭その他の物品は、合算して（2）の基準に従い処理する。

（ワーキングチームにかかる経費）

活動趣旨・活動計画・年間予算計画の提出があり、活動内容が本会にとって有益と認められた場合、理事会で年間予算を決定する。

（その他）

第4条 その他の報酬・経費については、その都度、理事会において判断する。

附則 この規則は2000年6月24日から施行する。

2004年7月1日全面改正

【会員の個人情報の取扱いに関する規則】

（定義）

第1条．会員の個人情報とは、会員個人に関する情報であって、氏名、性別、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日等の会員個人を識別する情報等を指す。

（利用目的の限定）

第2条．会員の個人情報は、会員同士の相互連絡等、本会の円滑な運営に資する目的に限定して利用する。

（第三者提供の制限）

第3条．会員の個人情報は、予め本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。ただし法令に基づく場合、本人の生命、身体、財産の保護のために必要な場合を除く。

附則 この規則は2005年4月1日から施行する。

【全体メールサイト登録の個人情報の取扱いに関する規則】

（定義）

第1条．全体メールサイト登録の個人とは、氏名、住所等をお知らせいただいた方々、並びに会員で全体メールサイト登録を希望した方々を対象としている。

全体メールサイト登録の個人情報とは氏名、性別、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日属性情報等を指す。

（利用目的の限定）

第2条．全体メールサイト登録の個人情報は、ラリグラス・ジャパンの活動案内やイベント案内等、本会の円滑な運営に資する目的に限定して利用する。

（第三者提供の制限）

第3条．個人情報は、予め本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。ただし法令に基づく場合、本人の生命、身体、財産の保護のために必要な場合を除く。

附則 この規則は2005年4月1日から施行する。